

浜通り地域等交流人口・消費拡大支援事業

(浜通り地域等における来訪者による消費促進事業)実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の12市町村（以下「12市町村」という。）において事業者の事業やなりわい再建を図ることを目的として、福島県原子力災害被災事業者事業再開支援基金を活用して12市町村並びにいわき市、相馬市及び新地町（以下「15市町村」という。）への来訪者の呼び込みとそれらによる消費喚起を促進するための地域共通プレミアム付商品券の発行等（以下「浜通り地域等における来訪者による消費促進事業」という。）を実施するため、被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領（20210622財福第1号）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容及び実施方法)

第2条 浜通り地域等における来訪者による消費促進事業について、知事は、次の事項を委託により実施することができる。

- (1) 来訪者向けプレミアム付商品券（以下「プレミアム付商品券」という。電子上で決済されるものを指し、一定の消費額に対して、特定の決済手段で利用可能なポイントを事後的に付与するもの等を含む。以下同じ。）の発行等
- (2) プレミアム付商品券を利用することができる対象事業者や利用者へのサポート
- (3) 15市町村への来訪者への呼び込みや再来訪の働き掛け、15市町村内における周遊の促進により、消費拡大に繋がる効果的な広報の実施
- (4) 来訪者数や消費額等の比較による消費喚起効果についての定量的な効果分析の実施

(委託の対象者)

第3条 民間事業者等であって、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有するものを相手方とする。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしない。

(委託契約の方法)

第4条 委託契約については、県の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、例外的に随意契約に準じた手続きによるものとし、県の財務規則等に基づき契約するものとする。なお、契約書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) プレミアム付商品券の有効期間、発券等の実施・運用方法
- (2) 予定される事業費及びプレミアム分の所要額
- (3) 地域ごとのプレミアム率
- (4) プレミアム付商品券を利用することができる対象者及び対象店舗並びにその想定数
- (5) 具体的な広報の取組内容
- (6) 定量的な効果分析の実施方法

(状況報告等)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、事業の実施状況及び会計帳簿その他の関係書類の内容について報告を求め、調査を実施し、又は必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第6条 委託契約の相手方は、事業終了後に、委託事業についての実績報告を作成し、知事に提出しなければならない。

(委託金の確定等)

第7条 前条の規定により提出された実績報告書の内容について、その成果が契約に適合するかの検査を行い、適合すると認めたときは、委託業務の実施に要した経費の証憑、帳簿等の調査により支払うべき委託金の額を確定し、委託契約の相手方に通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要する経費にかかる適正な支出額と委託金額のいずれか低い額とする。

(財産の取得の制限)

第8条 委託の相手方は、委託事業を実施するに当たり、所有する設備、機械・器具及び備品（以下「備品等」という。）を使用することを原則とするが、別途、備品等の整備が必要となる場合、当該調達方法については、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応しなければならない。なお、機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第9条 委託契約の相手方は、委託事業以外の経理と明確に区分し、その収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱の他、浜通り地域等における来訪者による消費促進事業の実施に関するその他必要な事項は、知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月12日から施行する。